

# 美里町廃棄物の処理及び再利用に関する条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 廃棄物の減量（第6条－第12条）
- 第3章 廃棄物の適正な処理（第13条－第24条）
- 第4章 一般廃棄物処理手数料（第25条）
- 第5章 廃棄物処理業等（第26条－第36条）
- 第6章 地域の生活環境（第37条）
- 第7章 雑則（第38条－第40条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、町、町民及び事業者が一体となって廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、資源が循環して利用される社会の形成、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。
- (6) 占有者 町内の土地又は建物の所有者、管理者又は居住者をいう。

### （町の責務）

第3条 町は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の適正な処理及び再利用の促進を図るとともに、物品の調

達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量を推進することに努めなければならない。

2 町は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等に関して、町民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、廃棄物の減量に関する自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 町は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する事業の実施に当たって必要と認めるときは、他の地方自治体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により再利用を図り、家庭系廃棄物を分別して排出し、その減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 町民は、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する町の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、資源として利用することのできる物の回収を図るとともに、再利用を促進すること等により、事業系廃棄物の減量に努め、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する町の施策に協力しなければならない。

## 第2章 廃棄物の減量

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 法第5条の7第1項の規定により、一般廃棄物の減量及び再資源化等に関する事項を調査し、及び審議するため、美里町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(町による廃棄物の減量等)

第7条 町は、家庭系廃棄物の収集等を行う際には、再利用を目的としてごみの分別及び収集を行い、もって一般廃棄物の処理施設等における資源物の回収等を推進することにより、廃棄物の減量及び再利用に努めなければならない。

(町民による廃棄物の減量等)

第8条 町民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再利用可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより家庭系廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 町民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を考慮し、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正な処理等及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量等)

第9条 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと及びその製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずることにより、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、町民の商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、町民が包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第11条 町長は、規則で定める多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者及び占有者（以下「多量排出事業者」という。）に対し、当該事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。これを変更したときも同様とする。

2 町長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、多量排出事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を指示することができる。

3 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、町長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(履行命令等)

第12条 町長は、多量排出事業者が前条の規定による指示に従わないときは、

期限を定めて、その改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 町長は、前項に規定する命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### 第3章 廃棄物の適正な処理

#### (一般廃棄物処理計画)

第13条 町長は、法第6条第1項の規定により策定した一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法について一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、これを告示するものとする。

- 2 実施計画に重要な変更があったときは、その都度告示する。

#### (ごみ収集所の指定及び利用)

第14条 町長は、一般廃棄物を収集する場所（以下「ごみ収集所」という。）を指定することができる。

- 2 ごみ収集所は、当該ごみ収集所がある地区において一般廃棄物を排出する者以外は、利用してはならない。
- 3 ごみ収集所の利用者は、その利用に当たって、実施計画及び規則で定める排出方法に従い一般廃棄物を分別し、かつ、指定された日時及び方法で排出する等適切な排出を行わなければならない。
- 4 ごみ収集所の利用者は、自らの責任において当該ごみ収集所の清潔を保つよう努めなければならない。

#### (ごみ袋の指定)

第15条 ごみ収集所に排出する一般廃棄物のうち、可燃ごみ及び不燃ごみについては、町長が指定する袋によらなければならない。

#### (町による一般廃棄物の処理)

第16条 町は、実施計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分をしなければならない。

#### (業務の委託)

第17条 町は、実施計画に従って行う収集、運搬及び処分に関する業務を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第4条に規定する基準を満たす者のうちから適当と認めるものに委託することができる。

#### (家庭系廃棄物の処理)

第18条 占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる家庭系廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。

- 2 占有者は、自ら処分できない家庭系廃棄物については、一般廃棄物処理計画に定めるところにより適正に処理しなければならない。

3 占有者は、家庭系廃棄物のうち粗大ごみ及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器について、戸別収集を町に依頼することができる。

（事業系一般廃棄物の処理）

第19条 事業者は、事業系一般廃棄物を処理しようとする場合、生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するほか、町長の指示する処理施設に自ら搬入し、又は町長の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託して運搬し、若しくは処分しなければならない。

2 事業者が事業系一般廃棄物をごみ収集所に排出することができる場合の基準は、規則で定める。

（資源物の所有権等）

第20条 実施計画に基づき、ごみ収集所に排出された一般廃棄物のうち、資源物の所有権は、町に帰属するものとする。

2 町又は町が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

（適正な処理が難しい廃棄物）

第21条 町長は、一般廃棄物のうちから、町の指定する一般廃棄物の処理施設の設備及び技術に照らしその適正な処理が困難と認められるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定し、公表することができる。

2 町長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

3 事業者は、適正処理困難物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の際して、当該適正処理困難物の回収その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 町民は、前項に規定する事業者が同項に規定する措置を講じようとするときは、これに協力しなければならない。

（排出禁止物）

第22条 占有者は、町が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 特別管理一般廃棄物

(2) 有害性のある物

(3) 危険性のある物

(4) 爆発性又は引火性のある物

(5) 著しく悪臭を発する物

(6) 前各号に掲げるもののほか、町の処理業務を著しく困難にし、又は町の指定する処理施設の機能に支障が生じるおそれのある物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、町の指

示に従わなければならない。

(動物の死体処理)

第23条 占有者は、その土地又は建物内の犬、猫その他動物の死体を自らの責任において処分しなければならない。ただし、自ら処分することができないときは、速やかに町に届け出て、その指示に従わなければならない。

(資源物回収団体への支援)

第24条 町長は、資源物の回収を行う団体の活動を促進するため、当該団体を支援するよう努めるものとする。

第4章 一般廃棄物処理手数料

第25条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して、その排出者から別表第1、別表第2及び別表第3により手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

3 町長は、天災その他特別の理由があると認めたときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

第5章 廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可等)

第26条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集業若しくは一般廃棄物運搬業又は同条第6項に規定する一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。

3 町長は、第1項に規定する許可をしたときは、許可証を交付する。

(変更の許可等)

第27条 前条第1項の規定により許可を受けた者（一般廃棄物収集業者、一般廃棄物運搬業者又は一般廃棄物処分業者をいう。以下「一般廃棄物処理業者」という。）のうち、法第7条の2第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所等の変更をしたときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(処理基準)

第28条 一般廃棄物処理業者は、施行令第3条に規定する基準に従い、一般廃棄物の処理を行わなければならない。

(遵守義務)

第29条 一般廃棄物処理業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (4) 一般廃棄物の処理について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の5で定める事項を記載した帳簿を備えること。

（許可の取消し及び停止命令）

第30条 町長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の3の規定に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 町長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の4の規定に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

（許可証の再交付）

第31条 一般廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出て再交付を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業の許可申請手数料）

第32条 第26条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際に別表第4に掲げる手数料を納入しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可等）

第33条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。

3 町長は、第1項に規定する許可をしたときは、許可証を交付する。

（変更等の届出）

第34条 浄化槽法第37条又は第38条の規定により住所等の変更又は事業の廃止をしたときは、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

（準用）

第35条 第29条から第31条までの規定は、第33条に規定する申請により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）の遵守事項、許可の取消し及び停止命令並びに許可証の再交付手続について準用する。この場合において、第29条から第31条までの規定中「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、第30条第1項中「法第7条の3」とあり、及び同条第2項中「法第7条の4」とあるのは「浄化槽法第41条第2項」と読み替える

ものとする。

(浄化槽清掃業の許可申請手数料)

第36条 第33条第1項の規定により許可等を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第4に掲げる手数料を納付しなければならない。

## 第6章 地域の生活環境

(清潔の保持)

第37条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられないように、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 前項に規定する者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川及びその他の公共の場所を廃棄物等で汚してはならない。

## 第7章 雑則

(報告の徴収)

第38条 町長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要な者に対し、廃棄物の処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第39条 町長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、第11条第1項の事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は



提出を免除する。

別表第1（第25条関係）

一般廃棄物処理手数料（し尿）

区分	単位	金額
し尿くみ取り	36リットル当たり	263円
		36リットル未満については、1リットル当たり8円

備考

- 1 一般廃棄物処理業者が料金を徴収する場合、上記の金額を超えることができない。
- 2 手数料の額は、上記の表により算出した合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を加えた額とする。

別表第2（第25条関係）

一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）

分類	品名	規格・寸法等	手数料（円）
家具 ・ 寝 具類	カーペット	1畳当たり	200
	座椅子		
	布団		
	椅子		300
	鏡台		
	畳	1畳当たり	
	テーブル	1辺90センチメートル以上	
1辺90センチメートル未満			200

	学習机		500	
		上部の棚	200	
	ベッド（スプリングマットを除く。）	セミダブル以上		500
		シングル		300
		ベビーベッド		200
	本箱（戸棚類）	高さ90センチメートル以上		700
		高さ90センチメートル未満		300
	ソファ	2人掛以上		800
		1人掛		500
	たんす類	高さ90センチメートル以上		1,000
高さ90センチメートル未満			500	
電 化 製 品 類	照明器具		200	
	ファンヒーター	家庭用小型		
	湯沸器			
	乾燥機	食器乾燥機	300	
	電子レンジ			
	ステレオ		500	
	テレビジョン受信機	15インチ超（ブラウン管式、液晶式又はプラズマ式のものを以外）		700
		15インチ以下（ブラウン		500

		管式、液晶式又はプラズマ式のもの以外)	
	ディスプレイ	15インチ超	700
		15インチ以下	500
その他	アコーディオンカーテン		200
	塩化ビニール波板	1束（直径30センチメートル以内・長さ2メートル以内）	
	ガステーブル	卓上式のもの	
	ゴルフクラブ	一式	
	鉄板・ガラス	厚さ5ミリメートルまで・1束（直径30センチメートル以内・長さ2メートル以内）	
	ブランコ	家庭用	
	物干し台	コンクリート土台のないもの	
	家庭園芸用パイプ	1束（直径30センチメートル以内・長さ2メートル以内）	300
	米びつ	附属品があるもの	
	サッシ・ドア		
流し台			
物置	分解したもの・1束（直径30センチメートル以内・長さ2メートル以内）		

	自転車	20インチを超えるもの	400
		20インチ以下	200
	ペット用小屋	スチール製	400
		木製	200
	サイクリングマシン		500
	ぶら下がり健康器		
	ランニングマシン		

備考

- この表に規定する金額は、特別の記載がない限り、単体の金額とする。
- この表に規定する品目と同一品目であって形状等の異なるものについては当該品目の金額に準じて算定した金額とし、この表に記載のないものについてはこの表の類似品より形状等を勘案して金額を算定する。
- 上記の基準により算定することができないときは、10キログラムにつき100円とし、その重量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、その重量が10キログラムを超えるときは10キログラム未満の端数を切り捨てて計算する。
- 形状等により、2及び3の基準により算定することが適当でない町長が認めたもの手数料は、その都度町長が定める。

別表第3（第25条関係）

一般廃棄物処理手数料（特定家庭用機器）

分類	品名	規格・寸法等	手数料（円）
特定家庭用機器	ユニット形エアコンディショナー	ウインド形のもの又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形のもの	10キログラムまで500円。10キログラム超のときは、1キログラムにつき50円を加算する。この場合において、1キログラム未満の端数は、切り捨てるもの
	テレビジョン受信機	ブラウン管式、液晶式又はプラズマ式のもの	

	電気冷蔵庫		ものとする。
	電気冷凍庫		
	電気洗濯機及び衣類乾燥機		

備考

- 1 特定家庭用機器の個別収集を依頼する場合は、家電リサイクル券を申請書に添付すること。
- 2 特定家庭用機器の個別収集を依頼する場合は、排出する品の重量が判明するものを申請書に添付すること。ただし、重量が判明できない品は、類似品より勘案して重量を算定する。

別表第4（第32条、第36条関係）

一般廃棄物処理業等の許可申請手数料

区分	単位	金額（円）
一般廃棄物処理業許可（更新）申請手数料	1件につき	2,000
一般廃棄物処理業許可証の再交付申請手数料	1件につき	1,000
一般廃棄物処分業許可（更新）申請手数料	1件につき	2,000
一般廃棄物処分業許可証の再交付申請手数料	1件につき	1,000
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき	2,000
浄化槽清掃業許可証の再交付申請手数料	1件につき	1,000